

第21回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2024年5月28日（火曜日）午前10時

開催場所

THE BAGUS PLACE K-PLACE

東京都中央区銀座2-4-6

銀座Velvia館 B1F

（ご来場される場合は末尾の会場ご案内図をご参照い
ただき、お間違いのないようご注意ください。）

議 案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）2名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選
任の件

目 次

第21回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	10
計算書類	35
監査報告	38

株式会社エスエルディー

証券コード 3223

証券コード 3223
2024年5月10日

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目1番23号
株式会社エスエルディー
代表取締役 有 村 譲

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sld-inc.com/>

（上記サイトにアクセスいただき、「IR情報」のページの「GENERAL MEETING OF SHAREHOLDERS 株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスエルディー」又は「コード」に当社証券コード「3223」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月27日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座2-4-6 銀座Velvia館 B1F
THE BAGUS PLACE K-PLACE
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第21期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面として、委任状及び株主様ご本人の議決権行使書用紙をご提出ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ・計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、退任となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1 (再任)	ありむら じょう 有村 譲 (1976年10月28日)	2006年3月 株式会社フーズコープ入社 2009年2月 株式会社シークレットテーブル (2013年3月に株式会社ダイヤモンドダイニングに吸収合併) 入社 2011年7月 株式会社ダイヤモンドダイニング (現 株式会社DDグループ) 転籍 第八事業部 事業部長 2016年5月 同社 営業本部 副本部長 2017年9月 株式会社ダイヤモンドダイニング (2017年9月に株式会社ダイヤモンドダイニング (現 株式会社DDグループ) より飲食事業を吸収分割により承継) 取締役営業本部 副本部長 2018年6月 当社 取締役COO 2020年5月 当社 代表取締役社長 (現任)	—
	(取締役選任理由) 飲食業界における豊富な経験と実績を有しており、人格・見識ともに優れていることから、引き続き取締役として適任と判断いたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
2 (再任)	<p style="text-align: center;">か な か ひ と し 鹿中 一志 (1975年4月18日)</p>	<p>2010年2月 株式会社ダイヤモンドダイニング (現 株式会社DDグループ) 入社 2011年6月 同社 執行役員 2012年2月 株式会社吉田卯三郎商店(現 株 式会社DDプラス) 代表取締役 2012年5月 株式会社ダイヤモンドダイニング (現 株式会社DDグループ) 取締 役 営業支援本部長 2013年3月 同社 執行役員 社長室長 2015年3月 同社 執行役員 営業統括 2015年5月 同社 取締役 営業統括 2016年5月 株式会社The Sailing (現 株式会 社ダイヤモンドダイニング) 取締役 2017年5月 株式会社ゼットン 取締役 2017年6月 株式会社商業藝術 (現 株式会社 ダイヤモンドダイニング) 取締役 2018年6月 当社 取締役 (現任) 2018年11月 株式会社フードビジネスキャステ ィング 取締役 2019年12月 湘南レーベル株式会社 取締役 (現任) 2020年9月 株式会社ダイヤモンドダイニング 代表取締役 2021年10月 同社 取締役 (現任) 2022年5月 株式会社DDグループ 専務取締役 2023年5月 同 社 常 務 取 締 役 (現 任) 2023年5月 株 式 会 社 吉 田 卯 三 郎 商 店 (現 株式会社DDプラス) 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社DDグループ 常務取締役 株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役 株式会社DDプラス 取締役 湘南レーベル株式会社 取締役</p>	—
<p>(取締役選任理由) 飲食業界における豊富な経験と経営の実績を有しており、人格・見識 共に優れていることから、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 2024年5月10日現在での役員等の就任先に（現任）と表示しています。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 有村譲氏は、過去10年間に於いて、2019年3月1日付で当社の親会社に該当することとなった株式会社DDグループ及びその子会社である株式会社ダイヤモンドダイニングの業務執行者でありました。なお、同氏の両社における過去10年間の地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
4. 鹿中一志氏は、2019年3月1日付で当社の親会社に該当することとなった株式会社DDグループ及びその子会社である株式会社DDプラスの業務執行者であり、過去10年間に於いても両社の業務執行者でありました。なお、同氏の両社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
5. 当社の親会社である株式会社DDグループは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険の被保険者には当社及び当社の取締役が含まれます。そのため、各候補者の選任が承認された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員等の状況」の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」（25ページ）に記載のとおりであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1 (再任)	きのした はじめ 木下 一 (1950年2月1日)	1973年4月 株式会社博報堂 入社 2003年4月 株式会社アドスタッフ博報堂 取締役 2006年6月 株式会社仙台博報堂 代表取締役社長 2012年6月 当社 社外監査役 2022年5月 当社 取締役監査等委員（現任）	—
	(監査等委員である社外取締役選任理由及び期待される役割の概要) 豊富なビジネス経験と幅広い見識等を有しており、当社の経営に対する監査・監督機能の一層の強化への貢献を期待し、監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2 (再任)	<p style="text-align: center;">よしい かずひろ 吉井 一浩</p> <p style="text-align: center;">(1973年4月26日)</p>	<p>1999年4月 弁護士登録、友常木村見富法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）入所</p> <p>2006年10月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2007年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）パートナー（現任）</p> <p>2009年7月 一般社団法人投資信託協会自主規制委員会委員</p> <p>2013年7月 同委員会副委員長（現任）</p> <p>2020年5月 当社 社外監査役</p> <p>2022年5月 当社 取締役監査等委員（現任）</p> <p>2022年6月 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外取締役（現任）</p>	—
		<p>(重要な兼職の状況)</p> <p>アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士</p> <p>一般社団法人投資信託協会自主規制委員会 副委員長</p> <p>東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外取締役</p>	
	<p>(監査等委員である社外取締役選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p>弁護士として企業法務全般に精通しており、高度な専門知識と高い倫理観を有していることから、当社の経営に対する監査・監督機能の一層の強化への貢献を期待し、監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
3 (新任)	<p style="text-align: center;">やまむら よしかつ 山村 嘉克 (1975年7月14日)</p>	<p>1999年 4 月 株式会社東急エージェンシー 入社 2001年 1 月 株式会社ビーコンコミュニケーションズ 入社 2005年 4 月 株式会社IDEE-R-project 取締役 2006年 4 月 株式会社IDEE 執行役員 2011年 7 月 アイソバー・ジャパン株式会社 設立 同社 取締役副社長 2015年 2 月 株式会社Candee 設立 取締役副社長 2021年 1 月 同社 代表取締役 2021年 4 月 アルビドジャパン株式会社 社外取締役 (現任) 2024年 3 月 株式会社Candee 顧問 (現任) 2024年 5 月 株式会社マテリアル 取締役 (現任) 2024年 5 月 株式会社スパイラル 顧問 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社Candee 顧問 アルビドジャパン株式会社 社外取締役 株式会社マテリアル 取締役 株式会社スパイラル 顧問</p>	—
<p>(監査等委員である社外取締役選任理由及び期待される役割の概要) 会社経営における豊富な経験と高い見識から、当社の事業成長への助言による、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に対する貢献が期待されます。また、当社の事業に対する適正な監査も期待されるため、監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 2024年5月10日現在での役員等の就任先に (現任) と表示しています。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 木下一氏、吉井一浩氏及び山村嘉克氏は、社外取締役候補者であります。
4. 木下一氏及び吉井一浩氏の当社社外取締役 (監査等委員) 在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

5. 当社は、木下一氏及び吉井一浩氏との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を最低責任限度額とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、山村嘉克氏の選任が承認された場合、同氏との間に同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、木下一氏及び吉井一浩氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、山村嘉克氏の選任が承認された場合、同氏を同取引所が定める独立役員に指定する予定であります。
7. 当社の親会社である株式会社DDグループは、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険の被保険者には当社及び当社の取締役が含まれます。各候補者の選任が承認された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員の状態」の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(25ページ)に記載のとおりであります。

以 上

事業報告

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ変更され行動制限の緩和が進み、人流の活性化、個人消費及び企業の設備投資の持ち直しが見られ、景気が緩やかに回復しております。

一方、ウクライナ情勢やイスラエル・パレスチナ情勢の深刻化、エネルギー価格の高止まりや物価の上昇などにより依然として先行き不透明な状況が続いております。外食産業におきましては、インバウンドによる外国人観光客の増加などにより人流の回復の動きが見られつつあるものの、継続する原材料価格の高騰や人手不足によるコスト増加などの影響により、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、「To Entertain People ～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念のもと、「楽しみに溢れた豊かなライフスタイルをより多くの人々に提案する」という経営方針を掲げ、飲食サービスの健全な成長、コンテンツ企画サービスの拡大を実施してまいりました。

(飲食サービス)

飲食サービスにつきましては、全ての店舗においてお客様に安心して飲食を楽しめる空間を提供するために、さらなる「CS（顧客満足度）と収益力の向上」を掲げ、集客改善に向けた設備投資などを実施しております。また、サービス向上のため従業員に対する教育施策やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、人材・店舗資産を有効活用するなど業務の効率化を図ることにより、人手不足の解消にも努力をしております。

当社店舗においては複数の店舗ブランドを有し、出店立地、客層、トレンドに合わせた店舗運営に加えて、「食」×「コンテンツ」をテーマに掲げ、アニメ、音楽アーティスト、キャラクターなどの優良のコンテンツとのコラボレーションをしたメニューとコンテンツを楽しんでいただける空間を創出することで、お客様に新しい体験を提供することができました。さらに、季節毎にお客様のライフスタイルに合わせた商品を提供することによ

り、お客様満足度の向上を実現し、このような取組みを加速することにより、飲食サービスの業績は好調に推移いたしました。

これらの結果、当事業年度における当サービスの売上高は2,529百万円(前事業年度は売上高2,243百万円)となりました。また、当事業年度末の飲食サービス直営店舗数につきましては、前事業年度末比5店舗減の26店舗となっております。

(コンテンツ企画サービス)

コンテンツ企画サービスにつきましては、アニメやゲーム、漫画、アイドル、音楽アーティスト等の優良コンテンツを活用した常設のコラボカフェの展開、他社が経営する飲食店舗における開業支援業務や運営業務の受託などいわゆる企業間取引（BtoB）のビジネスモデルであるプロデュース事業などの取組みを行っております。また、コンテンツ企画サービスは、他社店舗の開業支援業務及び運営業務の受託等、いわゆる企業間取引（BtoB）のビジネスモデルであるプロデュースと当社専門店舗にて運営するコラボカフェを主軸としております。

第2四半期より、当社が培ってきた企画力・空間プロデュース力を発揮することにより、屋内型テーマパークである東京ジョイポリス内の飲食スペース「Frame café」などの運営受託を締結し売上高の拡大を図ることができました。

これらの結果、当事業年度における当サービスの売上高は、1,055百万円(前事業年度は売上高847百万円)となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,585百万円(前事業年度は売上高3,090百万円)となりました。利益面につきましては、仕入価格の高騰があるものの使用材料の見直し、店舗における従業員シフト管理の徹底による人件費の適正化、業務改善による販売費及び一般管理費の削減を推進した結果、前事業年度から大幅に改善し営業利益は133百万円(前事業年度は営業損失259百万円)、経常利益は138百万円(前事業年度は経常損失188百万円)となりました。また、退店の意思決定を行った直営店舗及び収益性が低下した店舗に係る減損損失10百万円を計上したものの、業績好調により繰延税金資産（将来の支払税金の減額）の回収可能性を見込み、法人税等調整額△54百万円（利益）を計上したことから、当期純利益は177百万円(前事業年度は当期純損失238百万円)と大幅な増益となりました。

②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の総額は18百万円で、そのほとんどは店舗設備となっております。

③資金調達の状況

当事業年度中において、運転資金の調達を目的として、当社の親会社である株式会社D

Dグループより長期借入金として150百万円の調達を実施いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2021年2月期)	第19期 (2022年2月期)	第20期 (2023年2月期)	第21期 (当事業年度) (2024年2月期)
売 上 高 (百 万 円)	2,315	2,432	3,090	3,585
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百 万 円)	△620	59	△188	138
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百 万 円)	△740	13	△238	177
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△474.73	8.74	△173.46	93.15
総 資 産 (百 万 円)	1,597	1,294	1,045	1,048
純 資 産 (百 万 円)	△332	481	240	385
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	△214.93	△206.18	△379.67	△286.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第19期、第20期及び第21期の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)については、当期純利益から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種種類株式に係る優先配当額を控除して算定しております。
3. 第19期、第20期及び第21期の1株当たり純資産額については、純資産の部の合計額から当社が発行する普通株式と権利関係の異なるA種種類株式に係る払込金額、優先配当額を控除して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は株式会社DDグループであり、同社は当社普通株式を669,984株（議決権比率42.93%）、議決権が付与されていない当社A種種類株式を1,000株保有しております。2019年2月28日付で同社との間で当社の連結子会社化を目的とする合意書を締結し、当該合意書の効力発生日である2019年3月1日付で実質支配力基準により、当該会社は当社の親会社に該当するものであります。

②親会社との間の取引に関する事項

(a) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

株式会社DDグループ及びそのグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービス等の取引がグループ内において可能な場合には、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

(b) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、当該取引は社内規程に基づく当社独自の経営判断により、妥当な取引条件のもと行われており、当社の利益を害することはないと判断しております。

(c) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の属する飲食業界におきまして、昨今の事業環境の激化や顧客ニーズの多様化は目まぐるしく、今後もかかるトレンドは続くものと認識しております。

このような外部環境下におきまして、当社は、「To Entertain People～より多くの人々を楽しませるために～」という企業理念の下、飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを主軸とするコンテンツ提供事業の拡大を目指し、当社企業価値の最大化を図ってまいります。

上記の実現に向け、当社は、以下のような課題に取り組んでいく方針であります。

①新コンテンツの開発について

当社は、「音楽」、「アート」、「食」等をはじめとする様々なカルチャーコンテンツを企画・融合させ、一般消費者及び顧客企業へ提供する点に強みを有しております。

しかしながら、時代や流行の変遷と共に一般消費者及び顧客企業の顕在的又は潜在的ニーズも日々変化を続けるため、常に一般消費者及び顧客企業にとって有益な価値を提供するべく、コンテンツ企画力及び提供力の強化を図ってまいります。

②顧客企業との関係充実について

当社は、高い収益成長率及びブランディング強化を維持するため、高い知的創造性を有する企業との関係充実が重要と考えております。そのような企業とアライアンスを組むことで、さらなる価値を創造し、革新的なエンターテインメントを提供してまいります。

③既存事業の高収益体質化について

当社の今後の成長・事業拡大には、既存事業の高収益化によるキャッシュ・フローの増大が不可欠であると考えております。

当社独自の施策であるブランディング及びマーケティング強化による集客力向上に加え、当社グループのスケールメリットを最大限活用した商流構造の改革によるコスト削減及び店舗・人材等の経営資源の効率的活用により、各店舗の収益構造を改善し、高収益体質化を図ってまいります。

④衛生管理体制の徹底・強化及び感染予防対策の徹底について

外食産業においては、店舗における食中毒の発生等衛生管理体制の不備により生じるリスクは経営に多大な影響を生じさせるととどまらず、食品の安全性の確保は、外食産業に対する社会的な要請となっております。

当社の各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理の徹底を行うと共に、定期的に本社人員による店舗監査や外部検査機関による検査と改善を行っており、今後も法改正等に対応しながらさらなる衛生管理体制の強化を継続して行っていく方針であります。

⑤人材の確保・育成に対する課題について

当社では、今後の成長・事業拡大には、人材の育成、人材の確保が必要不可欠であると考えております。

一方、従来からの少子化、若年層の減少により雇用対象者が減少しているため、人材の確保及び教育が経営上の重要課題であると考えております。

人材の確保については、当社の親会社である株式会社DDグループ（以下、「DDグループ」といいます。）のグループ全体での採用活動に加え、自社採用ホームページを含むアルバイト採用の強化、新卒採用の計画的な拡大、管理職を含む効率的な中途採用を継続していく方針であります。

また、人材の育成については、DDグループ全体で研修等を行い、サービス力を強化すると共に、当社独自の研修プログラムを用意し、当社における企業理念の理解の深耕、店舗マネジメント手法の修得などを目的として、アルバイトを含めた全スタッフを対象とした研修プログラムや店舗でのOJT等の実施を継続していく方針であります。

⑥経営管理組織充実に対する課題について

当社では、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるためにコーポレート・ガバナンスへの積極的な取組みが必要不可欠であると考えております。そのため、今後の当社の業容の拡大に耐えうる経営管理組織を構築していくため、引き続き内部監査体制を充実させると共に監査等委員会による監査及び会計監査人による監査との連携を強化することによる三様監査の充実を図り、加えて、全従業員に対しても、継続的な教育活動を行っていく方針であります。

⑦重要事象等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外食需要の低迷により、前事業年度までに重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しておりました。

このような状況を解消するために、当社は、事業の収益改善と資金繰りの安定化を目的として以下の通りに改善策を実施してまいりました。

事業面においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2020年3月以降売上高が急激に減少しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ移行したことによって、社会全体でアフターコロナに向けた動きが加速され、来店客数が大きく増加しました。また、当社の強みである集客効果が見込めるコラボイベントを常設店舗に限らず一部の飲食店舗にも拡大するなど、様々な施策を実施しており売上高の拡大を図ってまいりました。費用面においては、原材料費や人件費が高騰を続ける中、使用材料の見直しや、店舗における従業員シフト管理の徹底による人件費の適正化など、継続的なコスト削減を行ってまいりました。その結果、当事業年度の経営成績は、営業利益133百万円、経常利益138百万円となりました。

資金面においても、当社の親会社である株式会社DDグループを借入先とする親子ローン等を中心とした資金調達を推進し手元流動性を確保することで、当面の運転資金は十分に確保できる状況であります。

以上の結果、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したものと判断しております。

(5) 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

当社は、店舗の運営等を通じたカルチャーコンテンツ提供事業を行っており、具体的には以下の飲食サービス及びコンテンツ企画サービスを展開しております。

なお、当社は単一セグメントのため、各サービス別に記載しております。

【飲食サービス】

当社は、業界環境及び消費者ニーズの「変化」が起こりやすい飲食業界において、「変化」を迅速に把握し、適切に対応していく環境適応力が重要と考え、創業以来「変化」が実際に発生する「現場（店舗）」における、情報収集、企画及びサービス立案、サービス提供が、柔軟かつ主導的に行われる経営スタイル（ボトムアップ経営、現場主義経営）を実現してまいりました。

当該経営スタイルの下、店舗物件の立地及び空間特性に合わせた様々なブランド（業態）の開発を行い、関東、東北、東海、近畿及び九州地域の主要都市繁華街エリアを中心に、「kawara CAFE&DINING」ブランドをはじめとするカフェダイニング業態（喫茶のみならず食事やアルコールも提供する多様性を持った飲食店業態）をメインとした飲食店舗を直営にて展開しております。

当社の店舗の主な特徴は次のとおりです。

①音楽（BGM）

店舗における音楽（BGM）については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼を置き、当社独自のノウハウで選定した音源等を基に、季節や時間帯、曜日をはじめとする様々な営業条件に応じて選曲を行っております。

②アート

(a) 内装

店舗の内装については、お客様の楽しさ及び快適さに主眼を置いたきめ細やかな対応ができるように、店舗物件、エリア、立地及び顧客特性等の個別の状況に合わせたカスタマイズを実現しております。また、居心地の良さのみならず、斬新なカルチャーコンテンツを提供しております。

(b) 家具

店舗の家具については、お客様の使い心地の良さ及びファッション性を実現するために、原則として当社でデザインした質及びコスト共に適正な製品を使用しております。

③食（メニュー）

店舗において提供されるメニューについては、日常的に「現場（店舗）」において情報収集しているお客様のニーズが十分反映できるように、「現場（店舗）」参加型のメニュー開発を行っております。

季節毎に行われるメニューのリニューアルにおいて、「現場（店舗）」の意見を取り入れ開発されたメニューの加除がなされることにより、お客様のニーズや、季節感に即したメニューの提供を実現、メニューラインナップの陳腐化を回避しております。

【コンテンツ企画サービス】

これまでの飲食サービスに係る事業活動により蓄積されたノウハウや実績を活用しながら、他社店舗の開業支援業務及び運営業務の受託等、いわゆる企業間取引（BtoB）のビジネスモデルであるプロデュース事業とIPコンテンツを活用した期間限定コラボレーションイベント等を実施する直営店舗でのコラボカフェ事業を主軸としております。

(6) 主要な営業所等 (2024年2月29日現在)

名称	所在地	
本社	東京都港区	
店舗 (30店)	宮城県	1店
	埼玉県	1店
	東京都	15店
	神奈川県	5店
	愛知県	1店
	大阪府	4店
	福岡県	3店

(7) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
127 (782)	△17	30.9	4.2

(注) 使用人数は就業員（正社員）数であります。なお、アルバイト、パート社員等の人員数は（）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、平均年齢、平均勤続年数は、就業員（正社員）より算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社 D D グループ	150百万円
株式会社 みずほ銀行	33百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年2月29日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 4,000,000株
A種種類株式 1,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 1,560,864株 (自己株式129株を含む)
A種種類株式 1,000株
- (3) 株主数 普通株式 1,636名
A種種類株式 1名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社DDグループ (A種種類株式)	669,984株 1,000株	42.96%
伴直樹	75,000株	4.80%
野村証券株式会社	55,200株	3.53%
S B・A 2号投資事業有限責任組合	35,000株	2.24%
上遠野俊一	25,800株	1.65%
古屋尚樹	20,200株	1.29%
麒麟麦酒株式会社	20,000株	1.28%
B N Y M S A / N V F O R B N Y M	11,600株	0.74%
福森章太郎	11,500株	0.73%
有田健人	11,500株	0.73%
河村信宗	10,000株	0.64%

(注) 持株比率は自己株式(129株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

記載すべき重要な事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2024年2月29日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	有 村 謙	
取 締 役	鹿 中 一 志	株式会社DDグループ 常務取締役 株式会社ダイヤモンドダイニング 取締役 株式会社DDプラス 取締役 湘南レーベル株式会社 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	木 下 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	古 屋 尚 樹	ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人 代表社員 株式会社 Rond・スポーツ 取締役 株式会社 Rondビル 代表取締役 株式会社 Rondホールディングス 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 井 一 浩	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー弁護士 一般社団法人投資信託協会自主規制委員会 副委員長 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役 木下一氏、古屋尚樹氏及び吉井一浩氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である古屋尚樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
3. 当社は、監査等委員である取締役 木下一氏、古屋尚樹氏及び吉井一浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会による監査の実効性を高めるため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を可能とするため、木下一氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

現行定款において、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、監査等委員である取締役である木下一氏、古屋尚樹氏及び吉井一浩氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社の親会社である株式会社DDグループは会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者（当社及び当社の取締役、監査等委員である取締役を含む）がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を補償することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該契約の保険料は、当社を含むDDグループ内で適切に按分を行い、各社において負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、その職位や会社の業績等を踏まえ、適正な水準とすることとし、金銭による固定報酬のみで構成することを基本方針としております。また、監査等委員である取締役の報酬については、業務執行に対する監督機能及び監査機能を担う職責と役割に鑑みて、金銭による固定報酬のみで構成することを基本方針としております。

2023年5月25日開催の取締役会において、各取締役に対する具体的報酬額等の取扱いにつき代表取締役社長有村譲に一任する旨の決議をいたしました。当該報酬額の配分については、2022年5月26日開催の第19回定時株主総会において承認を受けている年額報酬の範囲内で決定いたします。当社の個人別の役員報酬等の決定については、上記方針に基づき決定することを前提に取締役会が代表取締役社長有村譲に一任していることから、取締役会は、当該報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

上記決定権限を代表取締役社長へ一任した理由は、当社の経営状況や財務状況等を総合的に判断し、各取締役の経営への貢献度等の評価を行うのは、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	非金銭報 酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	15,056 (660)	15,056 (660)	－ (－)	－ (－)	4 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	10,320 (10,320)	10,320 (10,320)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	25,376 (10,980)	25,376 (10,980)	－ (－)	－ (－)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2022年5月26日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役は20百万円以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年5月26日開催の第19回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
監査等委員である取締役 古屋 尚樹	ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人 代表社員 株式会社 Rond・スポーツ 取締役 株式会社 Rondビル 代表取締役 株式会社 Rondホールディングス 取締役 各社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査等委員である取締役 吉井 一浩	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 一般社団法人投資信託協会自主規制委員会 副委員長 同法人と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 社外取締役 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員である取締役 木下 一	当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席し、常勤監査等委員として必要な助言・提言を適宜行っております。また、長年の事業会社における重職の歴任経験・実績から、取締役や幹部社員の職務執行状況を日々確認しております。
監査等委員である取締役 古屋 尚樹	当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。両会議共に、主に公認会計士、税理士としての専門的見地からの意見を述べる等、必要な助言・提言を適宜行っております。
監査等委員である取締役 吉井 一浩	当事業年度開催の取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。両会議共に、主に弁護士としての専門的見地からの意見を述べる等、必要な助言・提言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意をした理由

①報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

②当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、当該解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び当該解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人において会計監査の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書に記載された財務書類等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

I. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①全ての役員及び使用人に、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任の達成のため、「取締役会規程」その他関連社内規程を整備の上、その周知徹底を図る。
- ②監査等委員会は、内部監査担当者と連携して取締役の職務執行の法令及び定款への適合性について監査を行い、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ③内部監査担当者は、監査等委員と連携してコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ④当社は、企業市民としての社会的責任を認識し、市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行うと共に、業務執行の監督を行う。
- ②取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- ②監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員会の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査等委員会に報告する。
- ②監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

(8) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査等委員との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査等委員と情報を共有し、連携を保つよう努める。
- ② 監査等委員は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は13回開催されており、経営上の意思決定が行われております。なお、取締役会規程や社内規定を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

(2) 監査等委員である取締役の職務執行

当事業年度において、監査等委員会は12回開催されており、監査等委員相互による意見交換が行われております。また、監査等委員は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人及び内部監査人、代表取締役、並びに社外取締役との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

(3) リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、コンプライアンス規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、コンプライアンス委員会を当事業年度において4回開催し、コンプライアンス体制の構築及び見直し並びに運用状況において、報告、検討を行いました。従業員に対しては、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識の向上に取り組んでおります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上と、経営体質強化のために必要な内部留保の確保を総合的に勘案した上で、株主の皆様に適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、当期純利益を計上いたしました。利益剰余金の状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、普通株式に係る配当を無配とさせていただきます。早期の復配を目指し、全社員一同業績の改善に一層努める所存です。

なお、種類株式（A種種類株式）につきましては、発行時に定められた種類株式発行要項に基づき、所定の金額の配当を実施いたします。

◎本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	676,196	流動負債	586,664
現金及び預金	321,031	買掛金	87,192
売掛金	274,196	短期借入金	19,655
原材料及び貯蔵品	18,841	1年内返済予定の長期借入金	163,500
前払費用	26,417	未払金	80,620
未収入金	4,615	未払費用	132,000
1年内回収予定の差入保証金	12,850	前受収益	2,183
その他	18,243	未払法人税等	5,218
固定資産	367,036	預り金	19,235
有形固定資産	52,987	未払消費税等	69,940
建物	45,196	資産除去債務	2,599
機械及び装置	0	その他	4,518
工具、器具及び備品	7,791	固定負債	75,835
無形固定資産	545	資産除去債務	73,951
ソフトウェア	523	その他	1,884
その他	21	負債合計	662,499
投資その他の資産	313,503	(純資産の部)	
投資有価証券	1,500	株主資本	384,823
長期前払費用	3,177	資本金	48,876
繰延税金資産	49,414	資本剰余金	383,808
敷金及び保証金	259,200	資本準備金	156,752
その他	210	その他資本剰余金	227,056
繰延資産	5,091	利益剰余金	△47,692
株式交付費	5,091	その他利益剰余金	△47,692
		繰越利益剰余金	△47,692
		自己株式	△168
		新株予約権	1,000
		純資産合計	385,824
資産合計	1,048,323	負債純資産合計	1,048,323

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,585,627
売上原価	716,786
売上総利益	2,868,840
販売費及び一般管理費	2,735,272
営業利益	133,568
営業外収益	
受取利息	4
固定資産売却益	473
受取保証料	12,150
助成金収入	200
その他の	1,398
営業外費用	
支払利息	1,612
株式交付費償却	5,554
その他の	2,355
経常利益	138,271
特別損失	
減損損失	10,414
税引前当期純利益	127,857
法人税、住民税及び事業税	5,218
法人税等調整額	△54,746
当期純利益	177,384

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	48,876	156,752	259,056	415,808	△225,077	△225,077
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△32,000	△32,000		
当 期 純 利 益					177,384	177,384
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△32,000	△32,000	177,384	177,384
当 期 末 残 高	48,876	156,752	227,056	383,808	△47,692	△47,692

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△168	239,439	1,000	240,439
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△32,000		△32,000
当 期 純 利 益		177,384		177,384
当 期 変 動 額 合 計	—	145,384	—	145,384
当 期 末 残 高	△168	384,823	1,000	385,824

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月17日

株式会社エスエルディー
取締役会 御中太陽有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也 印
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 大司 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスエルディーの2023年3月1日から2024年2月29日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえて、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

株式会社エスエルディー 監査等委員会

常勤社外監査等委員 木 下 一 印
社 外 監 査 等 委 員 古 屋 尚 樹 印
社 外 監 査 等 委 員 吉 井 一 浩 印

(注) 常勤監査等委員木下一並びに監査等委員古屋尚樹及び吉井一浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区銀座2-4-6 銀座Velvia館 B1F

THE BAGUS PLACE

K-PLACE

電話番号 03-5524-3992



[交通]

- JR各線
「有楽町駅」中央口より4分・・・推奨ルート
- 東京メトロ有楽町線
「銀座一丁目駅」4番出口より1分
- 東京メトロ銀座線・丸の内線・日比谷線
「銀座駅」C8出口より2分